

朱鞠内小学校で学びませんか

# 山村留学制度のご案内

## (令和5年度版)

朱鞠内小学校山村留学推進協議会

【構成】

幌加内町

幌加内町教育委員会

幌加内町北部三自治区代表

幌加内町立朱鞠内小学校

### 1 山村留学生の募集目的について

『山村の豊かな自然を体験しながら学び、たくましい心と体を養いたい。』『生活環境を変え、小規模・少人数の中でのびのびと学習したい。』という思いをお持ちで、ご自身の意思において朱鞠内小学校への山村留学を希望する学齢児童を募集することを目的としています。

### 2 募集基準

- (1) 小学1年生～6年生が対象です。
  - (2) 朱鞠内小学校区内で生活できる家庭
  - (3) 保護者（留学生に対して親権を行うもの、または後見人）と児童で移住できる家庭
  - (4) 経済的に自立した生活が営める家庭
  - (5) 居住自治区の活動等（自治区総会など）に協力できる家庭
  - (6) 朱鞠内小学校が開設する学級に所属でき、かつ適応できる児童
- ①令和6年度以降は翌年度4月1日転入を確約した家庭のみ、知的、難聴、弱視学級については開設できるため受入可能ですが、申込み前に学校にご相談ください。
- ②肢体不自由学級は校舎がバリアフリーではないため、受入できません。
- ③外国籍児童は専門教員の配置が困難なため原則受け入れできませんが、保護者・児童ともに日常生活が営める程度の日本語が話せる場合は受入可能です。
- ④児童の素行に問題がある場合は受入できません。
- 例) 警察や児童相談所等の相談案件となった児童

注) 上記2「募集基準」の全て満たした家庭が募集数を超えた場合は、事務局の受付順で決定することになりますので、ご承知おき下さい。

### 3 留学期間

- (1) 留学生受け入れ期間は、原則として4月1日から3月31日までの1カ年とします。
- (2) 留学を継続する場合は、年度毎に継続の手続きをしていただきます。継続契約の意思確認は、毎年8月末までに行います。

### 4 必要経費及び町からの助成について

- (1) 住宅料 月額 10,300円～52,800円  
入居する公宅及び保護者の所得を元に計算し住宅料は決定いたします。

#### (2) 留学世帯に対する助成金

別掲「朱鞠内小学校山村留学者向け助成制度」のとおり

### 5 契約までの流れ

- (1) 書類送付
- (2) 申し込みから面接まで
  - ①関係資料送付 お問い合わせがあり次第、推進協議会事務局より必要な関係資料を送付させていただきます。
  - ②各種希望調査 学校等見学、体験授業、面接等希望をお申し込みください。面接は、ご都合のよい日程を相談のうえ、決定させていただきます。
  - ③面接 原則として、親子で本校までおいでいただき、保護者様とお子様別々に実施いたします。  
令和5年度の面接期間は特に定めませんので、事務局までご相談ください。  
※学校見学、体験授業及び面接に要する日程につきましては、東京を起点とした場合、旭川空港を経由した場合でも最低1泊2日の日程が必要になります。余裕をもって計画していただくようお願ひいたします。
- (3) 面接の結果 面接の結果は、実施後1か月後程度までに通知いたします。その際に、最終的な意思確認をさせていただきます。
- (4) 契約事項の厳守 契約事項は、両者が誠実に守るよう努めることとします。

### 6 留学に必要な手続きについて

#### ◆申込時

- (1) 申込書
- (2) 健康診断書 1年間留学可能な健康状態であることの証明書となります。病院等は特に指定しません。送付する様式を使用してください。(児童のみ)

※申込みの時点で、現在校の令和5年度の定期健康診断を受けている場合は、学校で管理する「児童生徒健康診断票」の写しの提出をもって、これに代えることができます。

- (3) 家庭環境調査票 現在の家庭状況をお知らせください。面接時の参考にさせていただきます。  
(4) 住民票謄本 現住所地の市区町村役場等で交付を受けてください。

#### ◆契約時

- (1) 契約書 署名捺印（実印）したもの 1部  
(2) 印鑑証明書 契約書で使用した印鑑のものを 1部  
(現住所の市区町村役場等が発行したもの)

#### ★入居住宅の斡旋について

入居住宅の斡旋、手続き等については幌加内町役場朱鞠内支所より別途お知らせいたします。

#### ◆転入時

- (1) 転出証明書 現住所地の市区町村役場等で交付を受けてください。  
(2) 健康保険証 国民健康保険の場合～必要があれば市区町村役場等にて手続きをしてください。  
社会保険、共済保険等～必要があれば遠隔地保険証の交付を保護者の勤務先で受けてください。  
(3) マイナンバーカード 幌加内町に転入される方で既に交付を受けている方の分。  
マイナンバーカードの住所変更のため必要となります。  
(4) 在学証明書 現在校で、在学証明書の交付を受けてください。  
(5) 教科書給与証明書 現在校で、教科書給与証明書の交付を受けてください。  
※ただし、転入時に教科書を本人に渡すために、事前にメールまたはFAX（FAX 0165-38-2511 メール：shushou@bz04.plala.or.jp）にて仮給与証明書を朱鞠内小学校に送付いただくよう、現在校に依頼をお願いいたします。

※（4）（5）の書類につきましては、転入時に学校へ持参していただきます。

#### 7 解約

次の事項に該当する場合は、契約を解消することができます。

- (1) 留学生及び保護者に問題行動が発生し、指導監督又は地域での生活が著しく困難な状況が発生した場合  
(2) 留学家庭が、居住地域の慣習を遵守しないなど、連続して迷惑な行動を取った場合  
(3) 学校納付金等の納入を怠った場合

- (4) 保護者において、解約希望が生じた場合
  - (5) その他、推進協議会長が特に解約の必要があると認めた場合
- 契約解消の場合は、直ちに退去していただくこととなります。

## 8 転入学前後の日程

- (1) 来町・入居 令和5年度につきましては転入日前日までに入居していただきます。  
詳しい入居期日、到着時刻等につきましては、推進協議会事務局に事前にご相談ください。

## 9 その他の留意事項

- (1) 朱鞠内での生活づくりについて
  - ①新型コロナウイルス感染拡大防止のため、面接や見学、体験についてご希望の日程に添えない場合があります。予めご了承ください。
  - ②契約に基づき、ともに地域の児童生徒の健全育成のために努めていただきます。
  - ③三自治区（母子里、朱鞠内、添牛内）の一員として、地域の慣例に従い生活づくりをしていただくようご協力ください。
  - ④基本的に、単独で生活を維持するようお願いいたします。
  - ⑤PTA活動はもとより、地域活動や行事には、積極的に参加、ご協力をいただきますようお願いいたします。
  - ⑥治療中の虫歯、扁桃腺、中耳炎等の疾病は、事前に治療を完了していただくようご留意ください。近くには診療所しかありませんので、専門治療の再開は、近隣市（名寄市、士別市、旭川市）まで出向く必要があります。
  - ⑦幌加内町は、雪が深い土地です。3メートル以上の積雪を観測する年もありました。除雪等の手間があります。
  - ⑧朱鞠内小学校は自然の中の学校です。蚊やブヨ、カメムシといった虫やキタキツネ、熊等の野生動物も住んでいます。虫除けや害虫防除、エキノコックス等の予防対策については、個人でお願いいたします。
  - ⑨近隣にコンビニエンスストアやガソリンスタンド等はございません。備蓄食料等は常備してください。特に、自家用車をお持ちの場合は、ガソリンの量に配慮していただきますようお願いします。
- ※お子様が学校の決まりを守り、充実した学校生活を過ごすことができるよう、学校・保護者・地域が連携するように努めるとともに、解決すべき重大な事案が発生したときは、保護者と推進協議会が協議し、解決に当たることとします。

### 書類の送付先・お問い合わせ先

朱鞠内小学校山村留学推進協議会

【事務局】幌加内町教育委員会

山村留学推進室 担当：相澤

074-0412 北海道雨竜郡幌加内町字親和

電話：0165-35-2177 FAX：0165-36-2100